

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第七項の規定による変更の届出があったので、法第八条第八項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年五月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の名称及び住所

株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九番四号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

東山崎ファッションモール 高松市東山崎町七一七番地一ほか

3 変更しようとする事項

一 荷さばき施設の位置及び面積

変更前 位置 別図のとおり

面積 一三三・六八平方メートル

変更後 位置 別図のとおり

面積 二〇八・六八平方メートル

二 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 午前零時から午後十二時まで

変更後 荷さばき施設一～三 午前六時から午後十時まで

荷さばき施設四～六 午後十時から午前六時まで

なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

二 届出年月日

平成十八年五月八日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年五月十六日（火曜日）から同年九月十九日（火曜日）まで